

# 【変更登録申請について】

## 1 提出書類

変更登録申請書に加え、各種変更事項に応じて下記の書類が必要となります。

〈法人の代表者・役員に変更があった場合〉

- ・不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年7月16日法律第152号。以下「法」という。）第25条各号に該当しないことを誓約する書面
- ・登記事項証明書  
就任のみの場合は、現在事項一部証明書（役員に関する事項のみでよい）  
退任を含む場合は、履歴事項一部証明書（役員に関する事項のみでよい）
- ・登録申請者（役員）の略歴書

〈専任の不動産鑑定士に変更があった場合〉

- ・法第35条第1項に規定する要件を備えていることを証する書面
- ・専任の不動産鑑定士の略歴書

〈事務所の新設〉

- ・登記事項証明書（事務所が登記されている場合）  
現在事項一部証明書：従（主）たる事務所の部分のみでよい。
- ・法第35条第1項に規定する要件を備えていることを証する書面
- ・専任の不動産鑑定士の略歴書

〈事務所の移転〉

- ・登記事項証明書（事務所が登記されている場合）  
現在事項一部証明書：従（主）たる事務所の部分のみでよい。

〈名称又は商号〉

- ・登記事項証明書（現在事項一部証明書：商号又は名称の部分のみでよい。）

## 2 提出部数

2部（正・副 各1部）※副本（コピー可）については、後日返送します。

## 3 申請手数料

無 料